

大崎地域広域行政事務組合告示第 52 号

総合評価一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6、大崎地域広域行政事務組合契約規則（平成 20 年大崎地域広域行政事務組合規則第 14 号）第 7 条及び大崎地域広域行政事務組合建設工事執行規則（平成 20 年大崎地域広域行政事務組合規則第 15 号）第 8 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 7 月 20 日

大崎地域広域行政事務組合 管理者 大崎市長 伊藤



1 入札に付する事項

- (1) 契約番号等 (設計・建設工事) (運營業務委託)  
工事番号 第 100030 号 委託業務番号 第 400083 号
- (2) 事業名 大崎広域新斎場整備・運営事業
- (3) 事業場所 大崎市古川小野字新田裏ほか
- (4) 事業期間 ①設計・建設期間  
大崎地域広域行政事務組合議会で議決された日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで  
②運営期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日まで
- (5) 敷地面積 約 33,509 m<sup>2</sup> (接続道路を含む)
- (6) 事業概要 老朽化する古川斎場と松山斎場を統合する新斎場の建設を行うとともに、整備後 20 年間の運營業務を実施する。
- (7) 施設概要

|                    |  |
|--------------------|--|
| 本 施 設              | ・構造：事業者提案に委ねるものとする。<br>・延床面積：3,900 m <sup>2</sup> 程度 (±10%を許容範囲とする。)<br>・火葬炉数：人体炉 6 基，動物炉 1 基<br>※将来的に人体炉 2 基増設可能な計画とすること。 |
| そ の 他<br>関 連 施 設 等 | エントランスエリア，火葬エリア，待合エリア，火葬作業エリア，動物火葬エリ<br>ア，管理エリア，屋外付帯施設等  |

- (8) 支払条件
- ①設計・建設工事費  
大崎広域新斎場整備・運営事業入札説明書（以下、「入札説明書」という。）第 3-10-1）  
【P7】のとおり
- ②運營業務委託費  
入札説明書第 3-10-2）【P7】のとおり
- (9) 予定価格 5,092,619,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)
- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 設計・建設工事費 | 3,556,619,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。) |
| 運營業務委託費  | 1,536,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。) |
- なお、設計・建設工事費及び運營業務委託費の各々が、予定価格を超過した入札を行った応募者は失格とする。
- (10) 最低制限価格 設定 無
- (11) 定量化限度額 設定 有
- (12) 入札方法 総合評価一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
入札説明書第 4-4 【P17～22】のとおり

### 3 入札手続等

#### (1) 入札及び事業担当課

ア 入札担当課 総務課（契約管財係）

宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号

TEL 0229-23-0039

FAX 0229-23-0311

E-mail zaisei@osakikoiki.jp

イ 事業担当課 施設整備課

宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地388番地1

TEL 0229-25-6788

FAX 0229-28-1659

E-mail shisetu@osakikoiki.jp

#### (2) 入札に関するスケジュール及び手続等

入札説明書第4-2-1)【P11~17】のとおり

### 4 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、入札説明書第4-4-2) -④【P21~22】により入札参加申請書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。尚、提出された書類は返却しない。

### 5 入札保証金及び契約保証金

入札説明書第4-7-5)【P24~25】のとおり

### 6 入札の無効に関する事項

入札説明書第4-2-8) -⑥【P16】のとおり

### 7 落札者の決定

入札説明書第4-5【P22~23】のとおり

### 8 契約に関する事項

入札説明書第4-7【P23~25】のとおり

### 9 その他留意事項

(1) 入札参加者は、大崎地域広域行政事務組合契約規則、大崎地域広域行政事務組合建設工事執行規則、大崎地域広域行政事務組合建設工事競争入札参加心得及び大崎地域広域行政事務組合物品の調達等に係る競争入札参加心得を遵守しなければならない。

(2) 入札者は入札後、この告示、仕様書等又は現場等に関する不明を理由として異議を申立てることはできない。

(3) 設計図書等の目的外使用の禁止

設計図書等は、提出書類作成に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この目的の検討範囲内であっても、組合の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容提示等を行うことを禁じる。

(4) 入札参加申請書類の差換え

組合に提出し受理された入札参加申請書類については、差換え及び再提出を認めない。

(5) 指名停止の措置

入札参加申請書類に虚偽の記載をした場合には、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

(6) その他

その他必要な事項は、入札説明書に定める。